

平成19年度の国民年金保険料の額が変わりました

平成19年度の国民年金保険料は14,100円です。保険料は納付期限までに納めましょう。

○納付書で保険料を納めているかたの場合

社会保険庁から4月上旬に平成19年度(1年分)の納付書が送付されますので、お近くの金融機関などで納めていただきますようお願いいたします。

ただし、18年度に免除などが承認されているかたは、免除期間終了後に納付書が送付されます。

○口座振替を利用して納めているかたの場合

平成19年度分以降についても、申し出されている振替方法で継続して振替がされます。(納付書は送付されません)

なお、振替方法の変更を希望されるかたは届出が必要となりますので、お早めに手続きしてください。

※「毎月納付(当月振替)」、「6ヶ月前納」、「1年前納」をされるかたには、保険料の割引があり大変お得です。ぜひ、ご利用ください。(割引額については毎年見直しを行い定められます)

●引き落とし日

引き落とし日は毎月末日、前納の場合は、毎年4月末(1年前納または6ヶ月前納)および10月末(6ヶ月前納)となります。末日が土曜日、日曜日、祝祭日などで金融機関が休みの場合は、翌月の最初の金融機関営業日になります。

●振替不能となった場合

振替日に残高不足などにより振替ができなかった場合は、翌月の振替日に当月分と合わせて2か月分の振替を行います。再振替により振替ができなかった場合には納付書を送付しますので、納付書により現金でお近くの金融機関などで納めていただくこととなります。

なお、前納が振替不能となった場合は、前納としての取り扱いはできなくなり、毎月納付の口座振替者として、当月分を翌月末日に引き落としとしていくこととなります。

(ただし、申し出により年度の途中でも再度、残りの月分について納付書で前納することができます)

国民年金

[問合せ先]
岐阜南社会保険事務所
☎273-6161

火災予防条例の改正により、平成十八年六月一日から新築住宅に、平成二十三年六月一日から既存住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

住宅用火災警報器の設置義務化に伴い悪質な訪問販売が各地で発生しています。訪問販売には次のような手口があります。

法律で設置が義務付けられたので、早急に取り付けなければならぬと迫る。(未設置に対して罰金などの罰則の適用はありません。)

「今なら2個で円です。」と割安感を強調する。

(住宅用火災警報器自体が安くても、取り付け費用として法外な値段を請求してくる場合があります。)

消防職員や役場職員になりすまし、安全であるかのように購入を迫る。



**住宅用火災警報器
不適切な訪問販売に
ご注意ください!**



(消防職員や役場職員は、訪問販売はしていません。)

このような場面に遭遇したらその場で安易にサインや契約をせず、他の業者の価格と比較するなど、十分な検討と落ち着いた対応をしてください。

おかしいと思ったら、先ず消費生活センターや消防署へお問い合わせください。

羽島郡広域連合
☎388-1195